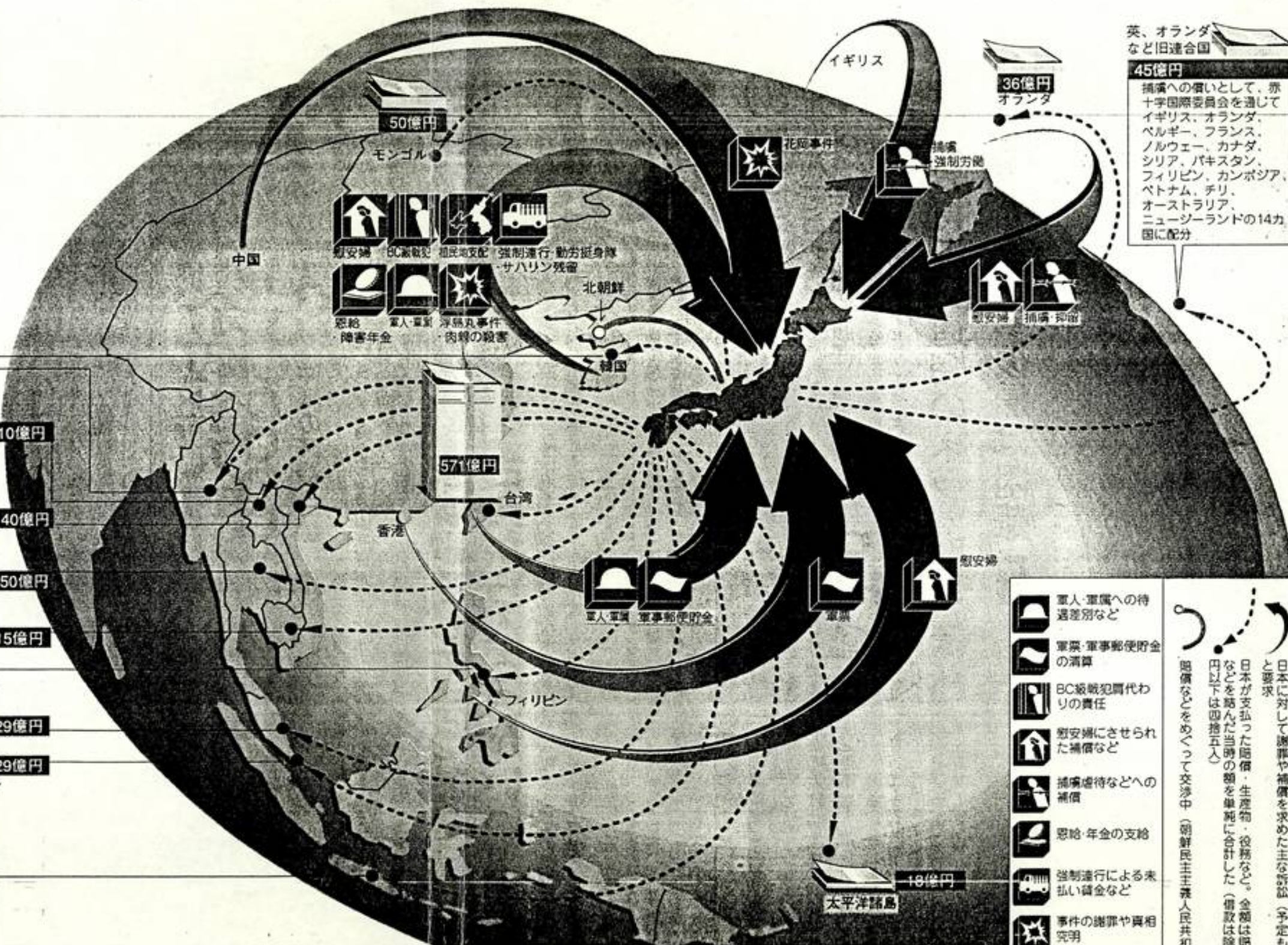


戦争被害の償い求める声

ボジア、カナダ、セイロン（現スリランカ）、チリ、コロンビア（未批准）、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エジプト、インドネシア（同）、ルクセンブルク（同）、サルバドル（現エルサルバドル）、エチオピア、仏、ギリシア、グアテマラ、ハイチ、ホン



英、オランダ
など旧連合国

45億円

補償への償いとして、赤十字国際委員会を通じてイギリス、オランダ、ベルギー、フランス、ノルウェー、カナダ、シリア、パキスタン、フィリピン、カンボジア、ベトナム、チリ、オーストラリア、ニュージーランドの14カ国に配分

- 軍人・軍属への待遇差別など
- 軍票・軍事郵便貯金の清算
- BC級戦犯買代わりの責任
- 慰安婦にさせられた補償など
- 捕虜虐待などへの補償
- 恩給・年金の支給
- 強制連行による未払い賃金など
- 事件の謝罪や真相究明

日本に対して賠償や補償を求めた主な訴訟（予定）と要求

日本が支払った賠償・生産物・役務など。金額は賠償などを結んだ当時の額を単純に合計した（借金は除く）以下は四捨五入

賠償などをめぐって交渉中（朝鮮民主主義人民共和国）

も、その論理は微動だにしない。政府の主張の根拠になっている「関連条約に従った誠実な処理」とは、どんなものか――。

細川護国首相は八月二十五日の衆議院の代表質問で、就任後初の記者会見で先の戦争を「侵略戦争だった」と認めた発言の真意についてこう答弁した。

敗戦後の日本は米英仏など連合国四十八カ国とサンフランシスコ平和条約（一九五二年発効）を結び、独立を回復した。

これ以外の国とは、賠償請求権の放棄を条件に官民の経済協力を提供する、という形で交渉を進めてきた。代表例は韓国。十年以上の交渉の末に結ばれた六五年の日韓請求権・経済協力協定は、韓国に千八億圓分の生産物・投務サービスを無償供与し、七百二十億圓を貸し付けることを条件に「両国及び国

還では、七十四万四千九百六十七件、約二億三千万圓が支給された。被徴用死者では、元軍人・軍属・労働者ら計八千五百五十二人に一人当たり約一千万円ずつ支給された。

また、カンボジア、ラオスにはともに五九年の経済・技術協力協定の中で、両国側の「賠償請求権の放棄」を明記して各十

大半の即が、これで賠償請求権を放棄した。条約当事国のうち、フィリピンとベトナムだけは放棄しなかった。日本は韓国とそれぞれ五十六年、六〇年に賠償協定を結び、各千九百八十億円、百四十億四千万円を支払った。当事国にならなかったミャンマー（ビルマ）と批准しなかったインドネシアとは個別交渉の結果、五五年、五八年に各七百二十億円、八百三億八百八十万円を支払った。日本が賠償協定という形で戦後処理をしたのは、この四国だけである。

民の財産、権利、請求権に関する問題が、完全かつ最終的に解決された」とした。元慰安婦や強制連行された人々などから相次ぐ補償要求に日本が応じない根拠は、この条文である。

韓国政府は七二年から対日民間請求権申告法、対日民間請求権補償法を制定し、民間の申告を受け付け、七五年から七七年にかけて無償供与資金から民間補償をしたが、総額は約三億六千一百二十五万円にとどまった。

財産関係（日本の預金証書、

に生産物や穀物の提供で実施されたケースが多い。実際には日本政府が日本企業に円を渡し企業が生産物やサービスを相手国に提供するやり方をとったので、日本にとっては需要創出効果が伴う有利な方式だった。

これらの国と国との賠償とは、やや趣旨の異なる戦後処理に、捕虜に対して日本軍が行った非人道的扱いへの補償がある。

こうした条約や協定によつて、日本政府は国交のない朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）や台湾を除き、「国交国」の密着

しかし、「人道的見地からの措置」として、日本政府が予算措置を講じた戦後処理がここ数年で三例だけある。が、他の補償要求への波及を恐れる政府は「あくまで補償ではない」との立場をとる。

【マレーシア】

【タ イ】
 <特別円協定（1955年）> 54億円分の英ポンド
 <特別円改訂協定（1962年）> 96億円。

(円の金額表記は協定などを結んだ当時の為替レートによる)

（円の金額表記は協定などを結んだ当時の為替レートによる）

宮沢、細川両政権が韓国側に対し、対応を約束してきた元慰安婦に対する「補償に代わる何らかのおわびの気持ち」も、このような「人道的措置」の延長線上で検討されている。

ただ、韓国政府が「金銭補償は求めない」との立場をとっていることに加え、アジア各国からさまざまな補償要求がかつてなく高まっている中、「二つの補償に踏み切れば、他の事例や、これからも続く北朝鮮などとの交渉などに大きな影響を及ぼしかねない」という懸念が外務省や内閣官房に色濃くある。

赤十字國際委員會に引き渡した。台湾の元日本軍人・軍属には、八八年度から重度障害者や戦没者遺族に一人二百万円の弔慰金・見舞金を送る制度も始められた。台湾と現在国交のないことが、逆に国内法による支給を可能にしたという側面もある。

これらの賠償や補償の額を単純に合計すると、計約六千二百二十七億円（借款を除く）。個々の額を日銀総合卸売物価指数をもとに現在の貨幣価値にスライドさせたものを合わせると、計約一兆二千億円になる。

これらの国と国との賠償とは
やや趣旨の異なる戦後処理に、
捕虜に対して日本軍が行った非
人道的扱いへの補償がある。
連合軍捕虜に対しては、サン
フランシスコ条約一六条で日本
による「償い」が規定され、日
本は五年の交換公文に基づい
て四十五億円の在外資産を
た。

個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではない。両国間で外交保護権の行使として取り上げることができないという意味だ」（外務省条約局長）と答弁した。つまりサンフランシスコ条約や二国間条約の規定は、個人の請求事例は、司法の判断にゆ

たねるとの立場だ。

この背景の一つに、シベリア抑留者からの訴えがある。日本人抑留者からの日本政府への補償要求に、政府は「日本国民個人からソ連またはその国民に対する請求権までは放棄して抱らず、ソ連の国内法に従つた請求権行使はできる」と要求を拒否した経緯があるからだ。裁判所の判例は分かれている。政府の立場に沿うもののほか、国家が独自に持つ統治権は国民の権利を制限し得る、との考え方から、一個人の請求権も放棄されたと結論づけた判例もある。

いま次々に各国から

アジアを中心とする各国の戦争被害者から、補償を求める訴えが次々と寄せられている。朝日新聞社が実施した戦後補償に関する世論調査では、こうした動きを受けて国内の関心も高まっていることが裏付けられた。しかし、戸惑いや反発の声も根強く「過去の償い」への見方は微妙に分かれている。突きつけられた要求が映す日本の過去と、これまでの政府の対応や外国の対応を2回にわたって整理し、もつれる糸を解く道を探った。

(⑤は外国の例のほか、補償の考え方や世論調査の詳細などを14日に掲載します)



92年6月、第1回口頭弁論のため東京地裁に入る原告の韓国人元慰安婦と元軍人・軍属たち。＝東京・霞が関で

慰安婦 長年の沈黙破って証言 多くはだまされ戦地に

元朝鮮人慰安婦、金学順さんら三人が一九九一年十二月、東京地裁に提起したのを皮切りに、これまで韓国人十三人、フィリピン人四十六人が日本政府を相手取って謝罪や補償を求めている。当事者は長年の沈黙を破った証言は国内外に衝撃を与え、戦後補償全体に関心を呼び起すきっかけにもなった。

戦時中、戦地に駆り出され、旧日本軍人の相手させられた従軍慰安婦の数は、五万人とも二十万人ともいわれるが、はっきりしていない。史料からは、一九三二年(昭和七年)の上海

所要として駐屯部隊のための慰安所が設置され、戦争拡大とともに各地に広がったとされる。慰安婦の出身国・地域は朝鮮半島のほか、日本、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、ア、オランダ、インドネシアで抑留中などにならなっていたことが史料で裏付けられた。植民地だった韓国の元慰安婦の証言では、「もうかる仕事がある」などとだまされて戦地に連れていかれ、日本軍が管理する慰安

慰安婦

所で事実上、拘束されたケースが多い。占領地のフィリピンでは、肉親が殺害されるなど暴力的に進行された例が目立つ。

裁判で原告側は、補償要求の根拠として、「国際慣習法の『人道に対する罪』にあたる」



軍票・軍事郵便

香港の団体が起こした軍票補償裁判は、日本の占領から敗戦までの過程で失われた、個人的な財産の補てんを求めるものといえる。

日本軍は一九四一年十二月、太平洋戦争開戦直後に香港を占領し、約三年八か月間、統治下に置いた。この間、住民に香港ドルと軍票の交換を強制し、約三億三千万枚の軍票を強制的に流通させた。一方、回収した香港ドルで物資を調達した。軍票は正式には「軍用手票」といって、香港以外のアジア各地でも発行された。しかし、敗戦直後、連合国軍最高司令官が無

戦後すべてが「紙きれ」に

効とする方針を示し、大蔵省も追認、所有者の国籍を問わずすべてが「紙切れ」になった。

一方、軍事郵便金は、軍人・軍属の貯蓄を奨励する目的で日清・日露戦争を機に制度化された。大戦中はアジア各地に野戦郵便局が設けられたが、戦後に廃止された。

日本人には積極的に払い戻された。外国人の払い戻し請求に対して、政府は国家間請求協定などで払い戻しは消滅した、としているが、協定がない台湾人には払い戻しに応じるとしている。

今年になって、政府は台湾人に物価上昇分を考慮して上乗せして払い戻す方針を明らかにしているが、上乗せの割合をめぐって調整が難航している。

取り残された植民地支配下の「日本人」

植民地だった朝鮮半島や台湾の元軍人・軍属の人たちが起こしている訴訟の大半は、「日本人」として日本のために戦ったのに、なぜ何の補償も受けられないのか」という主張を含む。ここで問われているのは、日本の戦後施策の中の国籍条項である。

日本は戦没者、戦傷者、未帰還者、引き揚げ者、被爆者ら戦争犠牲者に恩給、年金、弔慰金などを支給している。しかし、被爆関係法以外に対象を日本国籍に限ったため、日本の植民地支配によって「日本人」にされた人たちの戦後の処遇が取り残される形になった。例えば、在日韓国人の元軍人、石成基さんらが起こしている障害年金申請却下処分取り消し訴訟は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」を問題にしている。

一九五二年四月一日から適用された同法は、支給対象を日本国籍者に限った。しかし、同年

国籍条項

補償は二国間協定の影響も受けにくい、としている。

政府側は「賠償問題は国家間協定で解決済み」と反論する一方で、九一年以来、各省庁に慰安婦に関する調査を指示。昨年七月と今年八月に結果を発表した。軍や政府の関与を認め、募集や移送についても「総じて本人たちの意思に反して行われた」との「強制」を認める官房長官談話を発表している。

韓国人慰安婦に関して、日本政府は「補償に代わる措置」をとることも約束している。基金構想などが浮上したが、具体策が決まらないまま、韓国側は韓国人元慰安婦に生活支援などを始めた。

問われる戦後補償⑤

補償を求める主な訴訟

国地域	問われている問題	原告と請求の内容
	サハリン残留	残留者と韓国の留守家族合わせて21人が、強制連行と戦後置き去りにしたことに対し1人1000万円を要求 <90年8月・東京>
	慰安婦	宮城県に在住の宋神道さんが謝罪文の交付、国会での正式謝罪、主体的な補償(金額などを明示せず)を要求 <93年4月・東京>
	慰安婦 軍人軍属	朴七封さんら元軍人軍属と遺族を含む32人と、金学順さんら元慰安婦3人が1人2000万円を要求。李貴粉さんら元慰安婦6人も92年4月に追加提訴 <91年12月・東京>
	慰安婦 勤労挺身隊	河順女さんら4人が、韓国併合と朝鮮人動員に対する国会、国連での公式謝罪を要求。また、このうちの元慰安婦2人は各1億1000万円、挺身(ていしん)隊の2人は各3300万円を請求 <92年12月・山口下関支部>
	軍人軍属 強制連行	李金珠さんら1269人が、戦死者の遺族に5000万円、生存者に3000万円(一部は1人1億円)を請求。原告と朝鮮人全体に対する公式謝罪も <92年2月-93年7月・東京>
	軍人軍属 強制連行	金景錫さんら遺族を含む14人が厚生年金、労災保険適用資格の確認と公開謝罪を要求 <91年12月・東京>
	軍人軍属 強制連行	丁鍾漢さんら遺族を含む24人が1人5000万円と謝罪を要求(上段の金さんらの訴訟に原告10人が加わり、93年2月に併合)
	強制連行	三菱重工業で働かされた金順吉さんが、国と会社に対して不法行為として約1000万円と未払い賃金の支払いを要求 <92年7月・長崎>
韓国	強制連行	李鍾淑さんら3人が、工作機械製造の軍需工場だった不二越に対して未払い賃金と損害賠償として各500万-1000万円、謝罪広告掲載を要求 <92年9月・富山>
韓国	強制連行	日本鋼管川崎製鉄所で働いていた金景錫さんが、ストライキの際に首謀者とされ暴行を受けたとして、日本鋼管に対して1000万円と謝罪広告掲載を要求 <91年9月・東京>
	障害年金	日本軍の軍属として爆撃で負傷した東大阪市の鄭商根さんが、戦傷病者戦没者遺族等援護法(援護法)の受給資格の確認と1000万円を要求 <91年1月・大阪>
	障害年金	日本軍軍属だった横浜市の石成基さん、埼玉県の陳石一さんが、厚生大臣に援護法の障害年金請求却下処分の取り消しを請求 <92年8月・東京>
	障害年金	滋賀県の姜富中さんが援護法の受給資格の確認と9200万円を請求 <93年8月・大津>
	恩給	志願兵となり負傷した金成寿さんが、恩給の給付を拒否されたとして2億4430万円を要求 <90年10月・東京>
	恩給	日本軍人としてシベリアに8年間抑留された李昌錫さんが恩給受給資格の確認と1000万円を要求 <92年11月・京都>
	B級戦犯	朝鮮半島で軍属として徴用され、捕虜収容所で監視員などを務めた結果、戦後、連合国側から捕虜虐待などの罪で、死刑や懲役刑判決を受けた東京都の李鶴来さんら7人が、1人999万-5000万円と謝罪を要求 <91年11月・東京>
	浮島丸事件	終戦直後の45年8月、朝鮮人を祖国に送る浮島丸が京都・舞鶴湾で爆発、沈没し約550人が死亡したとされる事件で、朴栄一さんら犠牲者の遺族ら50人が19億9000万円と謝罪を要求。93年8月に追加提訴 <92年8月・京都>
	肉親の殺害	安龍雄さんら7人が、19年4月に憲兵隊が村民ら20人を殺害した「堤岩里事件」の公式謝罪と賠償義務の確認を要求 <91年7月・東京>
	肉親の殺害	金貴順さんら3姉妹が、敗戦直後、南樺太(現サハリン)・上敷香で憲兵らに父親らがスパイ容疑で射殺された事件で各3000万円と、謝罪広告掲載を要求 <91年8月・東京>
	植民地支配	389人が日本の植民地支配による不法行為に関して原状回復、損害賠償、公式謝罪を要求 <92年8月・東京>
中国		連行され秋田県の鹿角植花岡出張所で働かされていた中国人約800人が終戦直前にほろ焼、多数が殺された事件で、「花岡受難者連

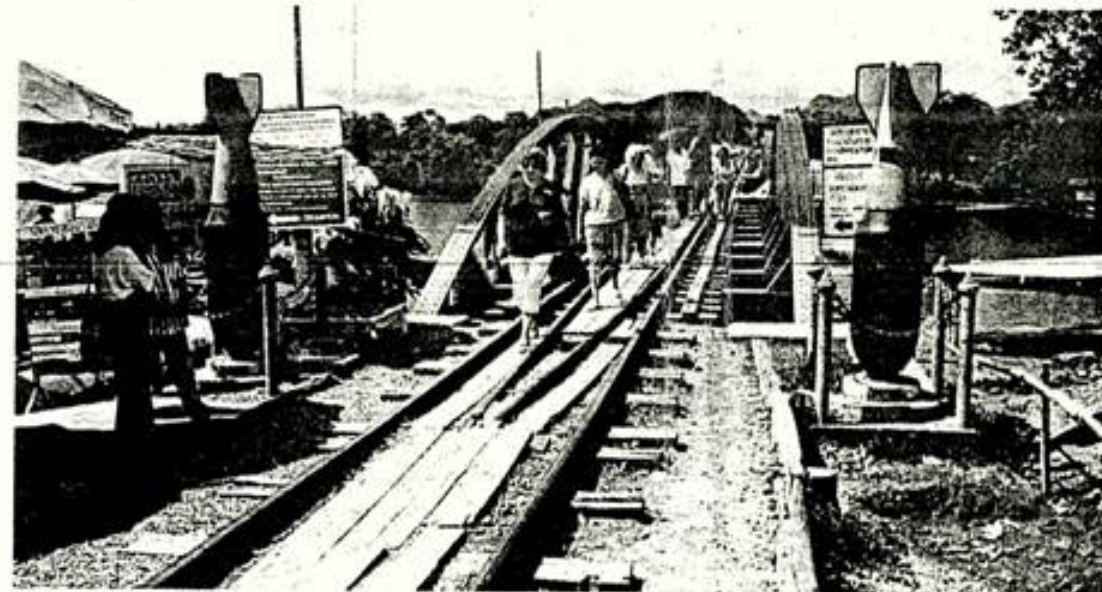
中国	◇花岡事件	連行され秋田県の鹿島組花岡出張所で働かされていた中国人約800人が終戦直前にほろ起、多数が殺された事件で、「花岡受難者連誼会」が89年以来、鹿島側に公式謝罪や記念館の建設、1人500万円の補償を要求
台湾	◆軍人軍属 ◆軍事施設	遺族を含む14人が1人500万円を請求。一、二審とも敗訴。92年4月、最高裁で敗訴確定 元軍属、李再伝さんが44-46年に払った軍事郵便貯金1818円を物価スライド(191.5倍)で請求。82年10月、最高裁は元利合計支払いを命じたものの「貯蓄額を修正する現行法上の規定はない」と物価スライドは退けた <79年8月・東京>
香港	軍 票	「香港索償協会」の17人が、戦時中に強制的に香港ドルと交換させられた軍票の時価換算(200倍)と慰謝料、計7億8000万円余を請求 <93年8月・東京>
英国	◇捕虜 強制労働	「強制労働収容所生存者協会」が、捕虜収容所で虐待され、強制労働させられた補償を求め、日本政府を相手に年内にも提訴する方針を93年9月に公表。企業に対しても未払い賃金を要求を検討 香港在住の英国人元捕虜、ジャック・エドワーズさんが、連行先の台湾で過酷な労働につかされた日本の鉱山会社に対し補償要求の裁判を準備中
オランダ	◇抑留 捕虜 慰安婦	オランダの植民地だったインドネシアなどで、日本軍から虐待を受けた「対日道義的債務財団」の約10人が、1人2万\$の補償要求訴訟を起こすと93年10月に発表
フィリピン	慰安婦	日本軍人に現地で慰安婦にさせられたとして、18人が1人2000万円を要求。28人が93年9月に追加提訴 <93年4月・東京>
日本	シベリア抑留	日本人の軍人・軍属ら40人が抑留中の強制労働の労賃分など約1億7000万円を要求(一審判決時の原告は62人)。93年3月、東京高裁は「連合国の占領政策による労賃支払いとは違い、日本政府に違法はない」と控訴を棄却、原告が敗訴した。上告中<81年4月・東京>

注：訴えの中で被告を記していない場合は日本政府。◆印の裁判は確定済み。◇印は訴訟準備中。＜＞内は提訴の時期と地裁名

取り残された植民地支配下の「日本人」

二十八日にサンフランシスコ条約が発効し、朝鮮半島や台湾の人たちの日本国籍が消滅した。石さんたちは、厳密な意味では二十八日間は日本国籍があったことになる。しかし、同法の付則で日本の戸籍がない者は適用外としたため、石さんたちの申請は認められなかった。石さんたちは、サンフランシスコ条約によって「自己の意思に基づかず」に日本国籍を失ったもので、日本人との差別は不合理だと主張。日本政府側は「国籍の喪失は自己の意思の有無とは無関係」と反論している。元B級戦犯訴訟の場合は、スガモ・ブリスンで服役していた朝鮮人が、サンフランシスコ条約直後に「日本国籍でなくなった」のだから拘束される根拠はない」と訴えたが釈放されず、「戦争責任を肩代わりさせられたのに損失補償をする立法を意図したのは条約に反する」と補償を請求している。

今は観光名所になっている泰緬鉄道のクワイ川鉄橋(9月、タイで、羽後県立)



強制連行

日中戦争の拡大に伴う国家総動員体制の中で、日本は植民地だった朝鮮半島から労働力を供給した。朝鮮半島の場合、一九三九年以降、「募集」「官斂(あつせん)」「徴用」と次第に強制的な形を強め、日本や樺太、東南アジア、南洋の軍需工場、炭鉱、鉱山などで働かせた。数は不明だが、百万人とも百五十万人ともいわれる。中国からも鉱山など国内百三十五事業所に四二年以降、約四万人が送られた。

韓国側から起こしている裁判で、原告は植民地支配下で行われた強制連行そのものが違法だったと主張し、日本政府や企業の責任を問うケースが目立つ。また企業に対しては、未払い賃金の請求や過酷な労働に対する補償、謝罪も求めている。政府は「日韓協定で解決済み」との姿勢をとる。中国側からは「花岡事件」の救済を求める訴訟が検討されている。雇用側の鹿島は事件の責任を認め、生存者や遺族に、九〇年に企業として初めて謝罪した。同社の村上光春副社長(当時)は「花岡で中国人強制連行、強制労働についてはおわびする」と会見で

朝鮮や中国から労働力 企業も責任追及される

多くの企業は、歴史の暗部ともいえる「徴用」の事実を、社史でも明らかにしていない。新日本製鉄の前身である、日本製鉄の社史によると、四五年八月十五日時点で、八幡、釜石

述べている。しかし、七二年の日中共同声明で国家間の賠償問題は決着がついた、として企業個別の補償には、応じる構えを見せていない。応じると、ほかの企業などへの影響が大きい、という判断からだ。

など六製鉄所で働いていた「朝鮮人労働者」は五千五百五十五人。また、三菱重工業(現三菱マテリアル)の社史によると、終戦時の炭鉱労働者約五万人のうち、約一万七千人は朝鮮人と中国人だったとしている。

はさらに少ない。一問組百年史「はその数少ない例。発電所建設工事に際して「動員されたのは強制連行された朝鮮人、中国人であった。朝鮮人に関しては、当社の労働課が朝鮮に数回募集を行った。動員された朝鮮人の数は約一千人に達した」と記している。

九月中旬、三菱商事に英国の「強制労働収容所生存者協会」の顧問弁護士から一通の手紙が届いた。第二次大戦中、三菱が属した「大東亜戦争」に「働かせていた問題について話し合いを持ちたい」という内容だった。グループの各社に連絡し、白人捕虜の事実を調べたがなかった。このため「そろそろ記録は発見できない」という回答を弁護士に送ったばかりだ。今後については、「国際世論の動向と国の姿勢を見守るしかない」(同社広報部)。ただ、同社がこうした問題に取り組んだのは、手紙が届いてからで、戸惑いは隠せない。

国内問題

日本政府に戦後補償を求める声は、国内からも起きている。シベリア抑留訴訟の原告の母体は全国抑留者補償協議会(斎藤六郎会長、約七万六千人)。提訴は一九八一年から八五年にかけてで、一連の補償要求訴訟の先駆けともいえる。原告は「連合国は、日本人捕虜に労働賃金計算カードを発行し、日本政府はこれらの国の占領地から帰国した抑留者に未払い賃金を払っている。帰国時に証明書を持たなかったシベリア抑留者についても、日本政府は労賃を支払う義務がある」と主張した。

東京高裁は今年三月、「抑留者が筆舌に尽くしがたい辛苦を味わい、何らかの補償を求める心情は理解できる」としたものの、「戦争損害とは国民全体が等しく負担すべきもので本来、国家補償の対象にならない。労働賃金計算カードによる支払い、連合国の政策として抑留国に代わって支払いを認められたものだった」と控訴を棄却した。原告三十二人が上告した。

純粋な国内問題の一つに、沖縄八重山諸島の「マリア補償」がある。四五年春から終戦時にかけて、日本軍が住民にマリアア有地帯への疎開を強制したとされ、八重山諸島で爆発的にマリアアが流行して三千余人が感染死した。遺族らは「犠牲者は戦時参加者」と主張し、軍人・軍属と同じ援護法の適用を求めて陳情を重ねているが、厚生省は「住民は戦時参加者ではなく、戦死でもなかった」と応じていない。

シベリア抑留問題 訴え 沖縄ではマリア補償

長期の過酷な強制労働は旧ソ連による国際法違反だが、日ソ共同宣言で対ソ請求権が放棄させられたうえ、捕虜への補償は本人の属する国が行うとの国際慣習法がある、というのが日本政府を相手取る理由だ。

シベリア抑留問題で、ロシアから要人への機やかな要請という形で、ロシアの法律に基づく訴訟は検討していない。被抑留者のうち一つの団体、朝北会(草野貞吉会長、約千人)は懇親と慰霊を主目的とし、補償要求はしていない。ロシアのエリツィン大統領は十月の来日時に「シベリア抑留は非人間的な行爲だった」と謝罪したが、金銭補償には触れていない。

中にも日本の企業に強制労働をさせられた、として未払い賃金を求めている。英国では赤十字国際委員会などを通じて、日本の償いとして、捕虜となった軍人など約五万人に一人七十六・五\$ (当時の為替レートで約八万円) が支払われた。しかし今回、日本政府に補償を求めようとしている英国の「強制労働収容所生存者協会」の関係者らは「補償というには余りにもわずかで、救済と謝罪という本来の意味をなさない」としている。

捕虜虐待

オランダと英国の元捕虜、抑留者らが今年秋、相次いで訴訟を起こす方針を決めた。欧米の旧連合国から補償要求訴訟が起されるのは初めて。背景には、オランダ人元慰安婦が昨年名乗りを上げ、欧州全体に戦後補償への関心が高まったことや、国連人権小委員会が慰安婦問題を取り上げられ始めたことがある。

五二年のサンフランシスコ平和条約で、連合国は戦犯賠償請求権を放棄し、日本との賠償問題は一応決着したが、一部の元捕虜らに不満が残っており、独自に日本に補償を要求する声も断続的に続いている。

また、日本の捕虜虐待は戦後、連合国側から大きな非難を浴び、収容所の監視員らがB級戦犯として裁かれたが、監視員らには植民地下の朝鮮人、台湾人が動員されるケースが多かった。朝鮮人元B級戦犯が起している裁判では、この「二重構造」の責任に対する補償も争点となっている。

不満残した国家間決着 朝鮮人戦犯問題も生む

五二年のサンフランシスコ平和条約で、連合国は戦犯賠償請求権を放棄し、日本との賠償問題は一応決着したが、一部の元捕虜らに不満が残っており、独自に日本に補償を要求する声も断続的に続いている。

今回提訴を予定している元捕虜は、収容されていた期間中の不十分な食事、医療、拷問などを問題視している。また、収容

経済界の関心は、未払い賃金や慰謝料などを求めた訴訟を起こされている企業を除けば薄い。多くの徴用者を使っていた鉄鋼業界でも「政府間の問題であり、団体として何らかの意思表示をする考えはない」(斎藤格日本鉄鋼連盟会長)という。こうした中で財界の総本山である経団連連合会の今年七月のフォーラムで、平岩外四会長が「日本の戦後処理がドイツに比べて不徹底だ。戦後五十一年の節目として、学生の交流基金の設立など、何らかのメッセージを打ち出す必要がある」と述べたのが注目される。だがその後、具体的に議論されたことは